

「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領の改訂 及び再提出のお願いについて

当取引所では、今般の上場規則の改正により、上場会社が自らのコーポレート・ガバナンス体制を選択する理由¹及び独立役員の確保の状況²を、コーポレート・ガバナンス報告書の記載事項として追加したこと等に伴い、別紙のとおり、当該報告書の記載要領を改訂いたしました。

なお、具体的な改訂項目及び記載要領の対応ページ等は、下記のとおりです。

記

項番	改訂項目	記載要領対応ページ・項目
1	現状のガバナンス体制を採用している理由	p9 「 2 . 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」
2	社外取締役に関する事項 ・(社外取締役を選任している場合)社外取締役の役割・機能 ・(社外取締役を選任していない場合)社外取締役に期待される機能を代替する会社独自の取組	p11 「 2 . 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」 p7 「 現状の体制を選択している理由」
3	監査役機能強化に向けた取組状況	p10 「 2 . 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」
4	社外取締役・監査役の独立性についての会社の考え方	p5 「 当該社外取締役を選任している理由」 p7 「 社外監査役を選任状況」
5	独立役員の確保の状況	(独立役員が確保されている場合) p5 「 適合項目に関する補足説明」 「 当該社外取締役を選任している理由」 (独立役員が確保されていない場合) p9 「 2 . 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」

以上

【会社情報適時開示ガイドブック見直し箇所】

第4編第3章〔6〕コーポレート・ガバナンスに関する報告書(P.699-710)

今回のコーポレート・ガバナンス報告書の記載要領の改訂にあたっては、TDnet上のフォーマットの変更はありません。既存のフォーマットの定性的な情報を記載する欄の中において、記載内容を追加していただくこととなります。

¹ 有価証券上場規程施行規則第211条第6項第2号、第226条第6項第2号を参照。

² 同第211条第6項第5号、第226条第6項第5号を参照。

記載要領において二重下線部分によって示した現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用している理由等に関する記載事項（上記改訂項目1～4に対応）は、**全上場会社が平成22年3月末日までにコーポレート・ガバナンス報告書に反映し、当該報告書を提出していただく必要のある事項です。**

記載要領において一重下線部分によって示した独立役員の確保の状況についての記載事項（上記改訂項目5に対応）は、**平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく、コーポレート・ガバナンス報告書に反映していただく事項です。**

上記改訂項目1～4の内容を反映したコーポレート・ガバナンス報告書を平成22年3月末日までにご提出いただく際に、改訂項目5の独立役員に関する内容についても同時に反映してご提出いただくことが可能です。

「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領

（平成21年12月29日改訂版）

表題等

記載事項	記載上の注意
報告日	<ul style="list-style-type: none"> 当取引所への報告日（T D n e tにおいて登録する日をいいます。）を記載してください。 当該報告書の内容が変更したことに伴い、当該報告書を更新・再提出する場合は、当該報告日を修正してください。 新規上場申請者は、上場承認日を記載してください。上場承認日以後、更新・再提出する場合は、当該報告日を記載してください。
問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> 担当部署及び担当部署の電話番号（代表可）を記載してください。
URL	<ul style="list-style-type: none"> 貴社のホームページ（投資判断情報を提供しているものに限り）のURLを記載してください。

（ ）以下の項目番号は、報告書作成入力フォームの項目番号に対応しています。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

記載事項	記載上の注意
1. 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> コーポレート・ガバナンスについての会社の取組みに関する基本的な方針（方針の背景事情等を含む）、貴社にとってのコーポレート・ガバナンスの目的などについて具体的かつ平易に記載してください。 貴社にとっての株主その他のステークホルダー（株主、従業員や消費者など、企業を取り巻くあらゆる利害関係者をいいます。）の位置付け、経営監視機能に対する考え方などを記載することが考えられます。 なお、上記の基本的な考え方には、取締役等の選任、報酬、監査報酬等に関するものを含めることが考えられます。 企業グループ全体における考え方について記載することが考えられます。 当該内容に変更があればその都度修正してください。
2. 資本構成	<ul style="list-style-type: none"> 直前事業年度末日現在の状況を基準とします。 記載内容に変更が生じた場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後に一括して修正することが可能です。 新規上場申請者は、「上場申請のための有価証券報告書（の部）」における最近の状況について記載してください。 注記がある場合は、「4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情」の欄に記載してください。 事業年度末日以外に基準日を設定したことに伴い記載内容に変更が生じた場合の当該内容の修正は任意です。（変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後に一括して修正することが可能です。） 株式所有比率や大株主の比率を算定する際には、分母となる数に自己株式を含めてください。
(1) 外国人株式所有比率	<ul style="list-style-type: none"> 発行済株式数のうち、外国の法令に基づいて設立された法人等及び外国国籍を有する個人が保有する株式数の割合をいいます（有価証券報告書における定義に準ずるものとします。） 有価証券報告書様式（開示府令第3号様式等）における「株式等の状況」における「所有者別状況」を参考に記載してください。
(2) 大株主の状況	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書様式（開示府令第3号様式等）における「株式等の状況」における「大株主の状況」に準じて記載してください。株主名簿に基づき記載することで差し支えありません。 所有株式数は上場株式数をベースに記載してください。 所有株式数の多い順に10名程度について記載してください。この場合、上位10名に自己株式が含まれる場合は、自己株式を除いて記載してください。 数字は半角で入力してください。 新規上場申請者が、開示府令第2号の4様式に準じて「上場申請のための有価証

記載事項	記載上の注意
	券報告書（の部）を作成している場合は、当該様式における「株主の状況」から新株予約権等を除いて記載してください。
3. 企業属性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直前事業年度末日現在の状況を基準とします。なお、売上高の記載については以下の「(連結)売上高」欄を参照してください。 ・ 記載内容に変更が生じた場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後に一括して修正することが可能です。 ・ 新規上場申請者は、「上場申請のための有価証券報告書（の部）」における最近の状況について記載してください。
(1) 上場取引所及び市場区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場取引所の市場区分は、東京が「第一部・第二部・マザーズ」、大阪が「第一部・第二部・ヘラクレス」、名古屋が「第一部・第二部・セントレックス」、福岡が「既存市場・Q-Board」、札幌が「既存市場・アンビシャス」、ジャスダックが「既存市場・NEO」となっています。なお、新規上場申請者の場合、上場承認日に市場区分が未定の場合が想定されますので「未定」の区分も別途設けています。 ・ 新規上場申請者が、上場承認日に市場区分が未定である場合は、当該箇所については「未定」を選択して提出してください。市場区分が確定次第、更新・再提出してください。
(2) 決算期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1～12月より選択してください。
(3) 業種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券コード協議会の決定による中分類の業種区分（33種）より選択してください。
(4) (連結) 従業員数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連結財務諸表を作成する会社については連結ベースで記載してください。 ・ 有価証券報告書様式（開示府令第3号様式等）における「従業員の状況」を参考に記載してください。
(5) (連結) 売上高	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直前事業年度における年間売上高を基準とします。 ・ 連結財務諸表を作成する会社については連結ベースで記載してください。 ・ 売上高として計上しない会社については、売上高に準じた項目（業種によって、例えば銀行業であれば経常収益、証券業であれば営業収益、保険業であれば正味保険料など）で代替することが可能です。
(6) 親会社の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、「財務諸表等規則」といいます。）第8条第3項に規定する親会社をいいます。以下同じ。）を有している場合に、その親会社（複数ある場合には、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社（影響が同等である場合は、いずれか1社））の名称を記載してください。 ・ 「親会社」には、財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定する「その他の関係会社」は含まれませんのでご注意ください。
(7) 連結子会社数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連結財務諸表を作成する会社については連結ベースで記載してください。連結子会社が存しない場合は、「10社未満」を選択してください。
4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情	
支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支配株主（有価証券上場規程第2条第42号の2に規定する支配株主をいい、次のいずれかに該当するものがこれにあたります。以下同じ。）を有する会社は、以下に掲げる者と取引を行う場合における、少数株主保護の方策に関する指針を具体的に記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> 親会社 <ul style="list-style-type: none"> 主要株主で、当該主要株主が自己の計算において所有している議決権と、次のに掲げる者が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の過半数を占めているもの（を除きます。）（以下「支配株主（親会社を除く。）」といいます。） 当該主要株主の近親者（二親等内の親族をいいます。以下同じ。） 当該主要株主及び が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）をいいます。）及び当該会社等の子会社 支配株主の有無の判断時点は、原則として、直近の状況に基づくものとします（直近の株主の把握時点が直前事業年度末であれば、その時点で構いません。）

記載事項	記載上の注意
	<p>少数株主保護の方策に関する指針については、支配株主がその影響力を利用して、支配株主又は上記 を利する取引を行うことにより、会社ひいては少数株主を害することを防止することを目的とした、社内体制構築の方針、社内意思決定手続や外部機関の利用等について具体的に記載してください。</p> <p>指針において対象とする支配株主との取引等の水準については、基本的には支配株主との取引等の全てを念頭に置くことが望まれますが、各社の規模や体制によってはその影響度合いが異なることも想定されますので、少数株主に一定程度影響を及ぼしうる規模の支配株主との取引等に限定する趣旨から、各社にとって適切と判断する具体的な取引の水準を指針に反映することも考えられます。この場合には、当該水準を適切と判断した理由も併せて記載してください。</p> <p>当該指針の内容に変更があればその都度修正してください。</p> <p>なお、記載された指針の遵守状況については、支配株主等に関する事項の開示（有価証券上場規程第411条、同施行規則第412条）の一環として、事業年度経過後3か月以内に開示することが求められますので注意してください。</p> <p>支配株主の有無については、以下の図を参考に判断してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>親会社を有するか (YES) 親会社=支配株主あり</p> <p>(NO)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>親会社以外に主要株主がいるか (NO) 支配株主なし</p> <p>(YES)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>当該主要株主が自己の計算で保有する議決権が過半数であるか (YES) 支配株主あり</p> <p>(NO)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>当該主要株主が自己の計算において所有している議決権と、次の(1)(2)に掲げる者が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の過半数を占めているか (NO) 支配株主なし</p> <p>(1) 当該主要株主の二親等内の親族</p> <p>(2) 当該主要株主及び(1)が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社</p> <p>(YES)</p> <p style="text-align: center;">支配株主(親会社を除く)あり</p> </div> <p>(注) 図中、主要株主とは、金商法第163条第1項に規定する主要株主をいいます。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親会社や上場子会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社のうちに上場している会社をいいます。以下同じ。）を有する場合にはその事実及び当該関係に照らしてのコーポレート・ガバナンスに対する考え方（方針）について記載してください。例えば、当該会社が、親会社を有している場合には当該親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等について、上場子会社を有している場合には当該子会社の独立性に関する考え方・施策等について、記載することが望まれます。 ・ その他、各社の個別事情に照らして、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えと考えられる事実等があれば記載してください。 ・ 2.(資本構成)及び3.(企業属性)について補足説明をする場合は、記載して

記載事項	記載上の注意
	<p>ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該内容に変更があればその都度修正してください。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

記載事項	記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> 数字（人数に関する項目）は半角で入力してください。 当該内容について変更があればその都度修正してください。
1. 機関構成・組織運営等に係る事項	
(1) 組織形態	<ul style="list-style-type: none"> 現在の組織形態について、「監査役設置会社」用と「委員会設置会社」用の2種類の様式があり、「監査役設置会社」用様式では既に「監査役設置会社」が選択済みとなっています。
(2) 取締役関係	
取締役会の議長	<ul style="list-style-type: none"> 社長にはCEO（最高経営責任者）を含めるものとします。 代表取締役とは、会社法第363条第1項第1号に規定する代表取締役をいいます。以下同じ。 社外取締役とは、会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいいます。以下同じ。
取締役の人数	<ul style="list-style-type: none"> 当該取締役については、報告書の最終更新日現在の取締役を対象とします。取締役候補者は含めませんので注意してください。
社外取締役の選任状況	<ul style="list-style-type: none"> 監査役設置会社の場合は、「選任している（a）」若しくは「選任していない（b）」のいずれかを選択してください。 委員会設置会社の場合は、「社外取締役に関する事項」に対応する項目です。
(a) 社外取締役を選任している場合	<ul style="list-style-type: none"> 委員会設置会社の場合は、この表題は省略されています。
イ. 社外取締役の人数	<ul style="list-style-type: none"> 当該社外取締役は、報告書の最終更新日現在の社外取締役を対象とします。社外取締役候補者は含めませんので注意してください。
ロ. 会社との関係(1)	
属性選択項目	<ul style="list-style-type: none"> 属性は、「他の会社の出身者・弁護士・公認会計士・税理士・学者・その他」より選択してください。 「他の会社の出身者」とは、現在及び過去に他の会社に一度でも勤務経験がある場合をいいます。例えば、30年前に1年程度の勤務経験がある場合でも、「出身」とみなします。 「学者」とは大学又は大学院の教授、准教授その他これに準ずる者をいいます。 複数の属性に該当する場合は、現時点における主たる属性を選択してください。
会社との関係についての選択項目(1)	<ul style="list-style-type: none"> b. における「その他の関係会社」とは財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社をいいます。 a. 及びb. における「出身」とは、現在又は過去において当該会社に一度でも勤務経験がある場合をいいます。例えば、30年前に1年程度の勤務経験がある場合でも、「出身」とみなします。 c. における「大株主」とは発行済株式（自己株式を除きます。）の総数の10%以上の株式を有する者をいうものとします。なお、当該社外取締役が当該会社以外の他の会社で現在勤務している場合における当該他の会社が株主である場合も含めるものとします。 e. 及びf. における「執行役等」とは、執行役のほか、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者又は使用人をいいます（会社法施行規則第124条第1号又は第3号に準ずるものとします）。 f. における「特定関係事業者」とは会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいいます。なお、f. については当該会社が把握している範囲での回答で構いません。 g. における「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益をいいます。 h. における「責任限定契約」とは、社外取締役の責任に関して、定款の定めに基づき、会社と社外取締役とが契約を締結することで一定の責任限度額をあらかじめ定めることをいいます（会社法第427条第1項の契約をいいます。）。

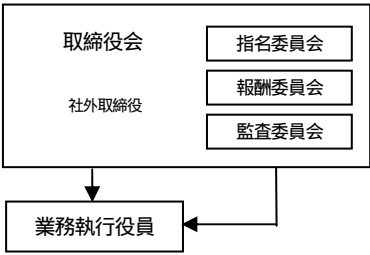
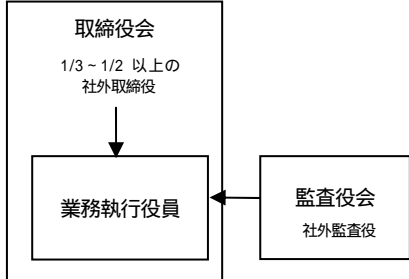
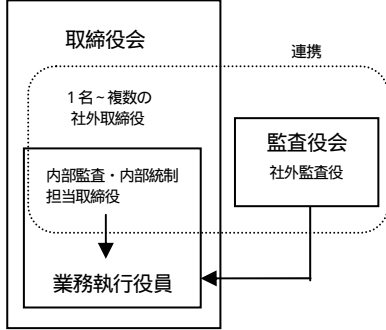
記載事項	記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> ・ a . ないし h . 以外の内容で会社との間に何らかの特筆すべき関係がある場合には、 i . を選択してください（その場合には八 . 会社との関係（2）において当該関係についての補足説明を記載することが求められます。）
八 . 会社との関係(2)	
適合項目に関する補足説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社との関係に関する適合項目の内容について、補足して説明する場合に具体的かつ平易に記載してください。例えば、「 a . 親会社出身である」に該当する場合、それが30年前に1年程度勤務していたのか、昨年まで数十年も勤務していたかで、親会社との実質的な関係は異なると推察されるため、こうした事実関係については具体的かつ詳細に記載してください。 ・ 適合項目の内容について、社外取締役自身の意見があるときは、その意見の概要を併せて記載することが考えられます。 <p><u><独立役員の確保の状況に関する記載>（平成22年3月1日以降に終了する事業年度に係る定時株主総会の日の翌日から適用）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当該社外取締役が、独立役員（有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員をいいます。以下同じ。）である場合は、その旨について記載してください。なお、独立役員が存在しない場合は、その旨及び独立役員の確保に向けた今後の予定を、「 2 . 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」欄に記載してください。</u>
当該社外取締役を選任している理由 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 改訂項目 4 社外取締役・監査役の独立性についての会社の考え方 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;"> 改訂項目 5 独立役員の確保の状況 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社との関係などに照らして、なぜ当該社外取締役を現在選任しているのか、その選任理由を記載してください。 （例）・ 当該社外取締役の専門性と貴社の業務との関連性から選任理由を記載することが考えられます。 ・ 経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正に会社が社会において果たす役割を認識し、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督するなどの観点から、経営の客観性や中立性の重視が選任理由につながることも想定されますので、そうした点について具体的に記載することが考えられます。 ・ 当該社外取締役選任時の選任議案に付した選任理由で代替することでも構いません。 <p><u>・ 社外取締役は、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等を選任することは可能とされていますが、この場合、独立した立場からの監督という趣旨は十分に満たされない懸念がある一方で、監督機関に同時に求められる実効性や専門性等の要素を考慮すると一律にこうした関係を除外することは必ずしも適当でないとの指摘もあることを踏まえて、当該社外取締役の独立性に関する貴社の考え方について記載してください。また、当該社外取締役の貴社における役割や機能について記載することも考えられます。</u></p> <p><u><独立役員の確保の状況に関する記載>（平成22年3月1日以降に終了する事業年度に係る定時株主総会の日の翌日から適用）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当該社外取締役が、独立役員である場合は、当該社外取締役を独立役員として指定した理由及び以下の から までに掲げる事項への該当状況について記載してください。この場合において、独立役員として指定する者が、仮に以下の から までのいずれかに該当する場合は、その事実を踏まえてもなお一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定する理由について、具体的に記載してください。なお、独立役員届出書を当取引所に提出している場合には（有価証券上場規程施行規則第436条の2参照）当該書面の記載内容を参考に記載してください。</u> <p><u>独立役員は、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役の中から1名以上確保する必要がありますので、ご注意ください（上場管理等に関するガイドライン 5 . (3) の2参照）</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>当該会社の親会社又は兄弟会社（上場会社と同一の親会社を有する他の会社をいいます。）の業務執行者等（業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいいます。以下同じ。）又は過去に業務執行者であった者をいいます。以下同じ。）</u></p> </div>

記載事項	記載上の注意
	<p><u>当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等</u></p> <p><u>当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいいます。）</u></p> <p><u>当該会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者等をいいます。以下同じ。）</u></p> <p><u>次の（a）又は（b）に掲げる者（重要でない者を除きます。）の近親者</u></p> <p><u>（a） から前 までに掲げる者</u></p> <p><u>（b） 当該会社又はその子会社の業務執行者等（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与若しくは会計参与であった者を含みます。）</u></p> <p><u>「業務執行者等」という言葉を、「現在業務執行者である者又は過去に業務執行者であった者」という意味で用いていることにご留意ください。</u></p> <p><u>「主要な取引先」「多額の金銭その他の財産」「重要でない」の取扱い</u>は、現在の会社法等に基づく株主総会参考書類の「特定関係事業者」に関する記載における実務等と同等の水準を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>の「主要な取引先」については、会社法施行規則第2条第3項第19号口の「主要な取引先」への該当に係る実務上の取扱いと同様の水準のものとして判定してください。</u> ・ <u>「当該会社を主要な取引先とする者」の具体例としては、当該会社との取引による売上高等が当該取引先の売上高等の相当部分を占めている、いわゆる下請企業などが考えられます。また、他社から見て主要な取引先に該当するか否かについては、独立役員として届出をいただく方の兼務先（業務執行者としての兼務先）である企業に、直接ご照会いただく等の方法で、合理的な範囲で確認していただくことを想定しています。</u> ・ <u>「当該会社の主要な取引先」とは、当該会社における事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与えうる取引関係がある取引先を言い、具体的には、当該取引先との取引による売上高等が当該株式会社の売上高の相当部分を占めている相手や、当該株式会社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供を行っている相手、いわゆるメインバンクなどが考えられます。</u> ・ <u>の「多額の金銭その他の財産」については、会社法施行規則第74条第4項第6号口又は同第76条第4項第6号口の適用に関する実務上の取扱いと同様の水準のものとして判定してください。なお、金融商品取引法に基づく会計監査による監査報酬が の「多額の金銭その他の財産」にあたるかどうかの判断にあたっては、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する概念的枠組み適用指針」において、依頼人からの報酬への依存度の高さにより監査人の独立性に関して脅威が生ずる可能性があるとされている（当該適用指針第107項以下）ことを踏まえ、当該適用指針への該当状況等を参考にすることが考えられます。</u> ・ <u>の「重要」な者については、（a）のうち については各監査法人に所属する公認会計士や各法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含みます。）を、 以外の業務執行者等についてはそれぞれの役員・部長クラスの者を想定しています。</u> <p><u>過去の該当状況については、当該報告書への記載を前提として行われた調査の結果、把握できるレベルでの記載とし、合理的に可能な範囲の確認を想定しています。この場合、「過去の主要株主」や、「過去の主要</u></p>

記載事項	記載上の注意
	<p><u>な取引先」についての確認が必要になるわけではなく、独立役員として指定する者が「現在の主要株主である会社に過去所属していた者」や、「現在の主要な取引先である会社に過去勤務していた者」である場合に、その内容について開示していただくことを想定しています。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 独立役員の指定理由として、独立役員の指定に至るまでの経緯や、第三者委員会等の指定プロセスを経ているかなど、その過程について併せて記載することが考えられます。 平成23年3月1日以後終了する事業年度に係る定時株主総会以後に独立役員が確保されていない場合は、有価証券上場規程第508条に規定する公表措置等の実効性確保手段の適用対象となりますので、平成23年3月1日以後終了する事業年度を直前事業年度として新規上場申請を行う内国株券の発行者にあっては、必ず独立役員を確保し、当該独立役員の内容について記載することが求められます。
<p>二．その他社外取締役の主な活動に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全社外取締役の活動についてまとめて記載することが可能です。 直前事業年度（就任してから間もない社外取締役については就任以降）の出席状況について記載することが考えられます。 （例）取締役会を 回開催したうち出席が 回、就任してからの出席率は % など。 直前事業年度（就任してから間もない社外取締役については就任以降）の取締役会で発言があった場合は、その主な内容について記載することが考えられます。この場合、貴社の機密事項についての記載は要しません。 社外取締役の意見により当該会社の事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更されたことがあればその主な内容を記載することが考えられます。 当該会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があるときは、各社外取締役が当該事実の発生の予防のために行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為などがあればその主な内容を記載することが考えられます。
<p>監査役設置会社に限定した項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> 以下、「(b) 社外取締役を選任していない場合」から(3) 監査役関係「 社外監査役の選任状況」までは、監査役設置会社に限定した項目です。
<p>(b) 社外取締役を選任していない場合</p>	
<p>現状の体制を採用している理由</p> <p>改訂項目2 社外取締役に関する事項（社外取締役を選任していない場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 貴社の現状に照らして、当該体制を採用している理由を記載してください。この場合において、社外取締役に期待される役割を代替する、貴社独自のコーポレート・ガバナンス体制の整備、実行に係る内容について具体的に記載してください。<u>例えば、社外のチェックという観点からは、社外監査役（以下、会社法第2条第16号に規定する社外監査役をいいます。）による監査を実施していることも考えられますが、その場合は、取締役と監査役では法的にも役割が異なる部分があることを踏まえて、その差異を含めて社外取締役に期待される機能を代替する仕組みの内容について記載することが考えられます。その他、経営監視機能の強化に係る貴社の具体的な体制やその実行状況、経営監視機能の客観性及び中立性の確保に対する考え方を含めて記載することが考えられます。</u> 社外取締役の導入を検討したことがある場合は、その採用を見送った理由も併せて記載することが考えられます。
<p>(3) 監査役関係</p>	
<p>監査役会の設置の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> 監査役会の運営状況を確認する項目です。設置の有無を選択してください。
<p>監査役の数</p>	<ul style="list-style-type: none"> 監査役については、報告書の最終更新日現在の監査役を対象とします。監査役候補者は含めませんので注意してください。
<p>監査役と会計監査人の連携状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 貴社における監査役と会計監査人の連携状況について記載してください。 監査役と会計監査人との間で会合を開催している場合は、その会合頻度及び内容（監査体制、監査計画、監査実施状況など）について記載することが考えられます。 会計監査人の情報（会社法施行規則第126条参照）について補足説明することも考えられます。
<p>監査役と内部監査部門の連携状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「内部監査部門」とは、一般に、他の管理部門や業務部門から独立した立場で、組織の内部管理態勢の適正性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題等に対し改善に向けた提言やフォローアップを実施する部門をいいます。

記載事項	記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> 当該会社で内部監査部門を設置している場合に、貴社における監査役と内部監査部門の連携状況について記載してください。 監査役と内部監査部門との間で会合を開催している場合は、その会合の頻度及び内容（監査体制、監査計画、監査実施状況など）について記載することが考えられます。
社外監査役の選任状況	<ul style="list-style-type: none"> 1.(2) 「社外取締役の選任状況」における記載要領を準用することとします。この場合、「社外取締役」を「社外監査役」と読み替えてください。
委員会設置会社に限定した項目	<ul style="list-style-type: none"> 以下、「(3)各種委員会」から(5)監査体制「監査委員会と内部監査部門の連携状況」までは、委員会設置会社に限定した項目です。
(3)各種委員会	<ul style="list-style-type: none"> 各種委員会の委員の人数を記載してください。委員長については、「社内取締役・社外取締役・なし」から選択してください。 社内取締役とは、社外取締役以外の取締役をいいます。以下同じ。 常勤委員とは、他に常勤の仕事がなく、会社の営業時間中原則として当該会社の各種委員会の職務に専念する者をいいます。
(4)執行役関係	
執行役の人数	<ul style="list-style-type: none"> 全執行役の人数を記載してください。当該執行役については、報告書の最終更新日現在の執行役を対象とします。執行役候補者は含めませんので注意してください。
兼任状況	<ul style="list-style-type: none"> 各執行役につき、代表権の有無を選択してください。 各執行役につき、取締役、使用人との兼任の有無を選択してください。 取締役と執行役を兼任している場合は、指名委員会・報酬委員会への所属の有無を選択してください。
(5)監査体制	
監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	<p>【監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設置している場合】 当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の概要について記載してください。例えば、監査委員会専属か否か、他部署に属する者に兼務の形で監査委員会の職務の補助をさせているか否かなどについて記載することが考えられます。 当該取締役及び使用人の異動について、監査委員会の同意が必要かどうか、当該取締役及び使用人による監査委員会の職務の補助に関して執行役の指揮命令権が及ぶのかどうかなどについて記載することが考えられます。 <p>【監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設置していない場合】 現在の体制を採用している理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該体制を採用している理由について記載してください。
監査委員会と会計監査人の連携状況	<ul style="list-style-type: none"> 貴社における監査委員会と会計監査人の連携状況について記載してください。 監査委員会と会計監査人との間で会合を開催している場合は、その会合頻度及び内容（監査体制、監査計画、監査実施状況など）について記載することが考えられます。 会計監査人の情報（会社法施行規則第126条参照）について補足説明することも考えられます。
監査委員会と内部監査部門の連携状況	<ul style="list-style-type: none"> 「内部監査部門」とは、一般に、他の管理部門や業務部門から独立した立場で、組織の内部管理態勢の適正性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題等に対し改善に向けた提言やフォローアップを実施する部門をいいます。 当該会社で内部監査部門を設置している場合に、貴社における監査委員会と内部監査部門の連携状況について記載してください。 監査委員会と内部監査部門との間で会合を開催している場合は、その会合の頻度及び内容（監査体制、監査計画、監査実施状況など）について記載することが考えられます。
(4)インセンティブ関係	<ul style="list-style-type: none"> 以下、(4)から(6)までの項目は、委員会設置会社にあつては、(6)から(8)までに対応する項目です。
取締役へのインセンティブ付与に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> ストックオプションについては、費用計上しないものも含めるものとします。 業績連動型報酬制度を導入しているときは、補足説明において、その評価の指標

記載事項	記載上の注意
の実施状況	や目標水準及び支給の連動幅などについて記載することが望まれます。 ・ ストックオプション制度を採用しているときは、補足説明において、その総額や個人別支給水準に関する考え方などについて記載することが望まれます。 ・ その他のインセンティブに関する施策等を実施している場合は、「その他」を選択し、補足説明において当該内容について記載してください。 ・ 取締役へのインセンティブ付与に関する施策を実施していない場合は、その理由を補足説明欄に記載してください。
ストックオプションの付与対象者について	・ ストックオプション制度採用会社のみ回答してください。 ・ 「社内取締役」とは、社外取締役以外の取締役をいうものとします。 ・ 付与対象者を当該対象者としている理由を補足説明欄に記載してください。 ・ ストックオプションについて、個々の付与者ごとに、付与内容及び行使状況について補足説明欄に記載することが考えられます。
(5) 取締役報酬に関する開示状況	・ 「開示状況」について、取締役の報酬を個別に開示している場合（報酬額上位の者についてのみ個別開示しているような場合も含まれます。）は、当該選択項目のうち「その他」を選択し、補足説明においてその旨を記載してください。 ・ 監査役報酬等も含めて、社内・社外別総額を開示している場合は、当該選択項目のうち「社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示」を選択し、補足説明においてその旨を記載してください。 ・ 補足説明において、事業報告で報酬額を開示している場合に、その開示対象について記載することが考えられます。例えば、貴社のホームページに掲載するなどして公衆縦覧に供している場合は、その旨を記載することなどが考えられます。 ・ 報酬額を開示している場合に、その概要について具体的に記載してください。例えば、補足説明に報酬額に顧問料、コンサルティング料など他の名目で支払った金額が含まれるか否かを明示することが考えられます。有価証券報告書等で開示している場合は、その開示方法に準じて記載してください。 ・ 新規上場申請者が、「上場申請のための有価証券報告書（の部）」において報酬額を開示している場合は、有価証券報告書に開示している場合を含めるものとします。
(6) 社外取締役（社外監査役）のサポート体制	・ 社外取締役又は社外監査役を補佐する担当セクションや担当者がある場合はその旨（専従スタッフである場合はその旨）及び担当内容を記載してください。 ・ 社外取締役や社外監査役に対する情報伝達体制の概要について記載してください。 （例）社外取締役や社外監査役が情報収集に費やす時間、業務の対価としての報酬水準についての方針や考え方、担当セクション等から社外取締役や社外監査役への情報伝達の仕組み及び頻度等、取締役会の開催に際して行う社外取締役や社外監査役への事前説明の概要（資料の事前配布及び事前説明の有無）などが考えられます。
2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 改訂項目1 現状のガバナンス体制を採用している理由	・ <u>以下の「現状の体制の概要」及び「現状の体制を採用している理由」についてはまとめて記載することが可能です。ただし、委員会設置会社形態を採用している場合の「現状の体制を採用している理由」については、「3. 委員会設置会社形態を採用している理由」欄への記載で代替することが可能です。</u> ・ <u>「現状の体制の概要」及び「現状の体制を採用している理由」の記載にあたっては、金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」（平成21年6月17日公表）において、コーポレート・ガバナンスのモデルとして提示された以下の3つの類型を参考にしてください。これらの類型は、多くの上場会社にとって、株主・投資者等からの信認を確保していく上でふさわしいと考えられるものとして例示されているものですが、コーポレート・ガバナンスのあるべき姿は、個々の企業の成り立ちや規模、業務の内容等により多様であり、一律に論じることには困難な面があることを前提として、各社のガバナンス機構に関する現状の体制の内容とその体制を選択する理由について十分な開示を行うことが求められます。</u>

記載事項	記載上の注意
	<p>委員会設置会社化</p> 
	<p>社外取締役を中心とした取締役会</p> 
	<p>社外取締役の選任と監査役会等との連携</p> 
<p>改訂項目3 監査役機能強化に向けた取組状況</p>	<p>現状の体制の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 貴社における業務執行、監査・監督の方法など、取締役会をはじめとするガバナンス機構に関する現状の体制について、その概要を具体的に記載してください。 業務執行、監督機能等の充実に向けたプロセスを導入している場合に、その具体的施策等について記載してください。 <p>(例) ・ 経営諮問委員会、アドバイザーボードをはじめとする諮問委員会などを設置している場合や、経営会議、執行役員会、常務会等（委員会設置会社の場合は、法定の各種委員会、執行役会等を含みます。）を経る場合は、その開催状況等を含めて記載することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種委員会を設置している場合は、構成メンバーの概要、選定方法、選定理由及び役割、委員会の開催頻度、事務局等の設置状況やその規模などについて記載することが考えられます。 監査基準、取締役候補者の選定や報酬の内容の決定に関する一定の方針や要件、特別なプロセスを導入している場合に、その概要について記載することが考えられます。 監査の状況としては、監査の組織・人員及び手続等、公認会計士の氏名・継続監査年数等を記載することが考えられます。 <p>・ 監査役機能強化に関する取組状況について具体的に記載してください。</p> <p>(例) ・ 監査役監査を支える人材・体制の確保状況、独立性の高い社外監査役の選任状況、財務・会計に関する知見を有する監査役の選任状況等の内容について、それぞれ記載することが考えられます。（これらの内容について1.(3)監査役関係の～の欄に記載している場合は、それらの記載で代替することが可能です。）</p> <p><独立役員の確保の状況に関する記載>（平成22年3月1日以降に終了する事業年度に係る定時株主総会の日の翌日から適用）</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立役員がいない場合は、その旨及び独立役員の確保に向けた今後の予定について記載してください。

記載事項	記載上の注意
<p>改訂項目2 社外取締役に関する事項（社外取締役を選任している場合）</p>	<p><u>現状の体制を採用している理由（1.（2）（b）社外取締役を選任していない場合の「現状の体制を採用している理由」欄において十分な記載をしている場合には、当該欄の記載で代替することが可能です。）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>取締役会をはじめとするガバナンス機構の構成に関して現状の体制を採用している理由について具体的に記載してください。その際には、上記の3つのモデルを参考にしてください。</u> ・ <u>（例）・ 取締役会の機能強化の観点から、委員会設置会社制度を採用していかなくとも、内外の投資者等にとって分かりやすいコーポレート・ガバナンスの枠組みを採用している場合や、平時における経営者の説明責任の確保、有事における経営者の暴走等の防止、安全弁といった機能を担う仕組みを採用している場合には、そうした機能の側面から記載することが考えられます。</u> ・ <u>監査役機能を有効に活用しながら、経営に対する監督機能の強化を図る仕組みを採用している場合には、そうした機能の側面から記載することが考えられます。</u> ・ <u>委員会設置会社形態を採用している場合又は監査役設置会社形態を採用している場合で社外取締役を選任しているときは、社外取締役の貴社における役割や機能について記載してください。</u>
<p>委員会設置会社に限定した項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下、「3. 委員会設置会社形態を採用している理由」は、委員会設置会社の場合に限定した項目です。
<p>3. 委員会設置会社形態を採用している理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会設置会社形態を採用している理由を記載してください。 ・ 意思決定の迅速化、経営の透明化、海外投資家の支持率の向上等について、監査役設置会社形態の時と比較評価することなどが考えられます。 ・ 上記の機能等をより強化するために、現在導入を検討している施策等があれば、その概要を記載することが考えられます。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

記載事項	記載上の注意
<p>1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該内容に変更があればその都度修正してください。 ・ 該当項目にチェックし、該当項目について補足して説明する場合は、補足説明欄に記載してください。 ・ a. における「早期発送」とは、直近の定時株主総会についての招集通知を法定期日より3営業日以上前に発送した場合をいいます。 ・ b. における「集中日」とは、当該会社の直近の定時株主総会の日を基準として、その日と同一の日において定時株主総会を開催した他の上場会社が著しく多い場合の当該日（主に、年間を通しての第一集中日を想定しています。）をいいます。 ・ c. については、電子投票制度を採用して議決権を行使することができる環境にある場合をいいます。この場合、補足説明において、その概要を記載することが望まれます。例えば、㈱ICJ（インベスター・コミュニケーション・ジャパンの意）が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用も電磁的方法による議決権の行使に該当すると考えられます。 ・ その他、貴社ホームページへの招集通知の掲載、招集通知の英訳版の作成など株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に関する施策を実施している場合には、「d. その他」を選択し、補足説明においてその概要を記載することが考えられます。 ・ 株主総会議案の議決結果について、賛否の票数も含めた公表を行っている場合には、「その他」を選択し、その旨について記載することが考えられます。 ・ 新規上場申請者が、今後実施を予定している項目がある場合は、「その他」を選択し、補足説明においてその旨を明記するとともにその内容を記載してください。 ・ 補足説明において、実際の定時株主総会の招集通知の発送時期及び定時株主総会の招集日などを具体的に記載することが望まれます。株主総会に対する会社としての姿勢・方針等についても併せて記載することも考えられます。
<p>2. IRに関する活動状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当項目にチェックするとともに、代表者自身による説明の有無を選択してくだ

記載事項	記載上の注意
	<p>さい。該当項目について補足して説明する場合は、補足説明欄に記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「代表者自身による説明の有無」の「代表者」とは、会長、社長（CEO、COO等の社を代表する立場にある者を含みます。）その他の代表取締役を指すものとします。 ・ a.～c.における「定期的説明会の開催」とは、例えば、半期に1回、四半期に1回など、年間を通じて一定の頻度（年1回以上を目安とします。）で説明会を開催している場合をいうものとします。この場合における補足説明では、IR活動の実施時期（実施年月日）実施内容（説明者や説明内容の概略など）参加者の属性及びその数（上場銘柄の投資に関する説明会を開催した場合に限ります。）などを記載することが望まれます。 ・ d.における「IR資料」とは、当該会社が作成する書類又は電磁的ファイルであって、投資者等（投資者、証券アナリスト、取引先又は株主）による適切な当該会社の現状の理解、評価に資するために作成されたものをいいます。この場合における補足説明では、IRに関するURL、ホームページにおいて掲載している投資者向け情報（決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は四半期報告書、会社説明会資料、コーポレート・ガバナンスの状況、株主総会の招集通知）の種類等について記載することが望まれます。 ・ e.における補足説明においては、IR担当部署名、IR担当役員（当該上場会社のIR活動に関し責任を負う者をいいます。）及びIR事務連絡責任者（当該上場会社のIR活動に係る当取引所との連絡担当者をいいます。）等を記載することが望まれます。
3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当項目にチェックし、該当項目について補足して説明する場合は、補足説明欄に記載してください。 ・ ステークホルダーとは、株主、従業員、消費者など、企業を取り巻くあらゆる利害関係者のことをいいます。 ・ b.における補足説明においては、具体的な実施内容について（企業による報告書（環境報告書、CSR報告書、サステナビリティ報告書など名称は様々）の作成、公開など）記載することが望まれます。

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

記載事項	記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な考え方及びその整備状況についてまとめて記載することが可能です。ただし、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況については、別途記載してください。 ・ 当該内容に変更があればその都度修正してください。
内部統制システムについての基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者の経営戦略や事業目的等を組織としてどのように機能させ達成していくかについて、職務の執行が法令及び定款に適合することをはじめ、業務の適正を確保する観点から貴社の考え方（基本方針）を記載してください。
内部統制システムの整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者が内部統制に関する体制や環境をどのように構築しているか、その状況について記載することが考えられます。 ・ 構築したシステムが設計したとおり運用され、成果を上げているかを検証できる仕組みとなっているかについての説明に加え、経営面への貢献等について記載することが考えられます。 ・ コンプライアンス体制の整備状況として、取締役又は使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築している場合には当該内容（社内におけるコンプライアンス規範や倫理規範の策定・公開、内部通報制度の構築の有無、内部通報制度と適時開示体制との関連性など）について記載することが望まれます。 ・ リスク管理体制の整備状況として、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を構築している場合には当該内容（様々なリスクの発生に対する未然防止手続や、発生した際の対処方法を定めた社内規程の整備等があればその概要など）について記載することが望まれます。 ・ 情報管理体制として、取締役又は使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備している場合には当該内容（各種情報の記録の方法や保存年数

記載事項	記載上の注意
	等)について記載することが望まれます。 ・ 会計監査人の内部統制に関する事項について記載することが考えられます。 ・ グループ会社を有している場合には、当該会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備状況について記載することが考えられます。
反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方	・ 反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するための貴社の基本的な考え方（基本方針）を記載してください。
反社会的勢力排除に向けた整備状況	・ 反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、組織全体で対応することを目的とした倫理規定、行動規範、社内規則等の整備状況及び社内体制の整備状況について記載してください。 ・ 社内体制の整備状況については、例えば、以下に掲げる反社会的勢力による不当要求に備えた平素からの対応状況について記載することが考えられます。 （１）対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況 （２）外部の専門機関との連携状況 （３）反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況 （４）対応マニュアルの整備状況 （５）研修活動の実施状況 ・ 平成19年6月公表の犯罪対策閣僚会議「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を参考に記載することが考えられます。
模式図（参考資料）の添付について	・ 内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図を、別途、参考資料として作成してください。 ・ 株主総会、取締役会及び監査役（会）の相互の関係及び貴社固有の経営会議、アドバイザリーボード等の諮問委員会などの設置状況に加えて、内部統制システム、会計監査人や内部監査部門との連携状況などについて簡潔に図示してください。

その他

記載事項	記載上の注意
	・ 当該内容に変更があればその都度修正してください。
1. 買収防衛に関する事項	・ 買収防衛策を導入している会社については、導入の目的及びスキームの概要を簡潔に記載してください。この場合の「買収防衛策」とは、上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行を行うこと等による当該上場会社に対する買収（会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為をいいます。）の実現を困難にする方策のうち、経営者にとって好ましくない者による買収が開始される前に導入されるものをいいます。ここで「導入」とは、買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行う等買収防衛策の具体的内容を決定することをいいます。 ・ 当該防衛策の合理性に対する経営陣の評価や意見などを記載することも考えられます。 ・ 貴社ホームページで買収防衛策の概要を開示している場合は、そのURLを掲載することが考えられます。 ・ 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号参照）を決定している場合にはその内容を記載してください。 ・ 新規上場申請者が、買収防衛策の導入を予定している場合は、その内容を記載してください。
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項	・ コーポレート・ガバナンスの充実に向けての今後の検討課題、検討中の施策、今後の目標等について記載することが考えられます。

以上